

七 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一条）

改正案	現行
<p>第四十七条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・</p>	<p>第四十七条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計</p>

ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。( )の合計額をいう。

一・二 (略)

額をいう。

一・二 (略)